

見える化改革報告書 「男女平等参画」

抜粋版

平成30年10月17日

生活文化局

「男女平等参画」報告書要旨 (1)

1 「見える化」分析の要旨

【都における男女平等参画の現状】

- 女性の就業率は上昇しているが依然として「M字カーブ」を描いており、男性との賃金格差も大きい
- 方針・意思決定過程への女性の参画が十分進んでいない
- 産業分野によって女性の就業の状況は異なる
- 家事・育児の負担は女性に大きく偏っている
- 配偶者暴力の相談件数は年々増加
- 配偶者からの暴力被害を誰にも相談しない人も多く、潜在的な被害者が存在する可能性もある
- 都内区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能の整備は徐々に進んでいるが、整備団体数の目標は未達成

【都の取組と課題】

(1) 男女平等参画施策の総合的な推進

- 東京都男女平等参画推進総合計画の推進のため「女性も男性も輝くTOKYO会議」を設置しているが、これまでの会議は取組の紹介や意見交換が中心であり、計画の進行管理機能の充実が必要
- 男女平等参画の状況や施策の進行状況、施策の全体像を年次報告と計画の概要版の冊子により都民に示しているが、わかりにくい点などがある
- 都の審議会等における女性委員の任用率は目標に届いておらず、全国的にみても低い状況

(2) 女性の活躍推進

- 東京都女性活躍推進大賞の応募数は徐々に増加しているが、応募が伸び悩んでいる分野もある
- 男性の家事・育児参画促進のため、男性のみならず女性を含む幅広い層に向けた啓発が必要

(3) 配偶者等暴力対策

- 配偶者等暴力被害は潜在化しやすい傾向があり、早期発見、早期相談につなげる取組が必要
- 区市町村配偶者暴力相談支援センターの整備目標の達成に向け、さらなる働きかけと支援が必要
- 被害者を支援している民間団体には財政的な困難を抱える団体が多く、都の支援の充実に対する強い要望

「男女平等参画」報告書要旨 (2)

2 取組の方向性

(1) 男女平等参画施策の総合的な推進

- 「女性も男性も輝くTOKYO会議」において、気運醸成に向けた情報発信や都の取組に対する検討に加え、計画全体の進捗状況の報告や施策の推進に関する提案等を実施
- 「東京都男女平等参画推進会議」において、TOKYO会議における意見等をふまえ、都の施策の実施状況及び施策展開について検討
- 男女平等参画の状況と施策の実施状況に関する年次報告に施策全体の概要や事業費等の情報を追加し、施策の全体像や事業規模を都民にわかりやすい形で公表
- 男女平等参画の現状と課題、都の施策に関する情報を都民にわかりやすく説明する資料を作成
- 審議会等における女性委員の任用が進まない要因を分析し、新たな取組を検討

(2) 女性の活躍推進

- 「東京都女性活躍推進大賞」の事業のあり方や事業効果を検証し、今後の事業展開について検討
- ライフ・ワーク・バランス推進のため、男性が家事・育児に参画する意義、都の現状、実践方法や事例などを発信
- 未就学児を持つ夫の具体的な行動を促すため、妻や親、上司など、社会全体の意識改革に取り組む

(3) 配偶者等暴力対策

- 啓発資料の効果的な周知方法について、被害経験者の声を聞くなどにより検討
- 被害者を早期に発見しやすい医療関係者向けのマニュアルを改定・配布
- ネットワーク会議等により、庁内各局及び区市町村、警察、医療関係者等と課題共有と連携強化
- 区市町村に対して配偶者暴力相談支援センター整備の効果啓発するとともに、担当者向け講座の充実等を検討
- 民間支援団体の活動に対する助成について、助成額の上乗せなど支援の充実を検討

(1) 男女平等参画の現状

- 男女平等参画社会の実現に向けた施策は、女性の地位向上のための法整備や制度改革、女性に対する暴力の防止対策として進められてきたが、近年は、女性活躍推進に重点

都が目指す男女平等参画社会

- 家庭生活・社会生活において、男女を問わず一人一人に、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保
- すべての都民が、性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に共に参画し、責任を分かち合う社会

これまでの取組と成果

- ◆ 都は、男女平等施策について、国際社会や国内の動向と協調しつつ、積極的に推進
- ◆ 長年の取組により男女平等は前進してきているが、今なお改善すべき制度や慣行が存在

社会経済状況の変化

- ◆ 少子高齢化、人口減少社会に直面する中で、女性活躍は、生産性向上・経済成長の最大の潜在力
- ◆ 女性活躍の場の拡大は、多様性・付加価値を生み出す原動力

男女平等参画社会の実現に向け今後さらに取組が必要

- ◆ 国際的に見ると、日本の男女平等・女性活躍はまだ不十分
 - ・ジェンダーギャップ指数 [144か国中114位(2017年)で過去最低]
- ◆ 男性中心型労働慣行、固定的性別役割分担意識
 - ・育児休業取得率 [女性:93.9%/男性:12.6%(2017年度)]
 - ・就学前の子供を持つ親の育児・家事時間 [妻:7時間5分/夫:2時間1分(2016年)]
- ◆ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
 - ・審議会等における女性委員の任用率 [28.5%(2017年度)→35%(2021年度)]
 - ・民間企業の課長相当職の任用率 [9.6%(2017年度)→15%(2020年)]
- ◆ 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
 - ・女性(25~44歳)の有業率の上昇(M字カーブ) [77.6%(2017年)→78%(2022年)]
- ◆ 女性に対する暴力の根絶
 - ・配偶者暴力相談支援センターの設置 [14区(2018年8月末)→20団体(2021年度)] 等

改善

男女平等参画
社会の実現

誰もが輝くダイバーシティ

活力ある東京の
持続的発展

都は、2017年3月に「東京都男女平等参画推進総合計画」を策定した。本計画は「東京都女性活躍推進計画」と「東京都配偶者暴力対策基本計画」の両計画で構成されており、それぞれ女性の活躍推進と配偶者暴力対策について、都の施策と、都民・事業者等による取組を取りまとめている。

東京都男女平等参画推進総合計画			
計画の位置づけ	男女共同参画社会基本法に定める都道府県男女共同参画計画 東京都男女平等参画基本条例に基づく行動計画		
計画期間	2017年度～2021年度	総事業数	491 数値目標 25
東京都女性活躍推進計画		東京都配偶者暴力対策基本計画	
計画の位置づけ	女性活躍推進法に定める都道府県推進計画		
領域Ⅰ	働く場における女性の活躍	領域Ⅳ	配偶者暴力対策
領域Ⅱ	女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現	領域Ⅴ	男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策
領域Ⅲ	多様な人々の安心な暮らしに向けた支援		
総事業数	261	総事業数	230
政策目標	23	政策目標	2

(2) 各局の役割

男女平等参画の推進に関する都の施策は、産業、雇用、保育、介護、教育など幅広い分野にわたっており、関係する局が連携して取組を行っている。

生活文化局は自らが所管する施策を実施するほか、都の男女平等参画施策の進捗管理、男女平等参画の現状の把握、普及啓発、区市町村・民間団体等との連携の促進により、都における男女平等参画の総合的・計画的な推進を図っている。

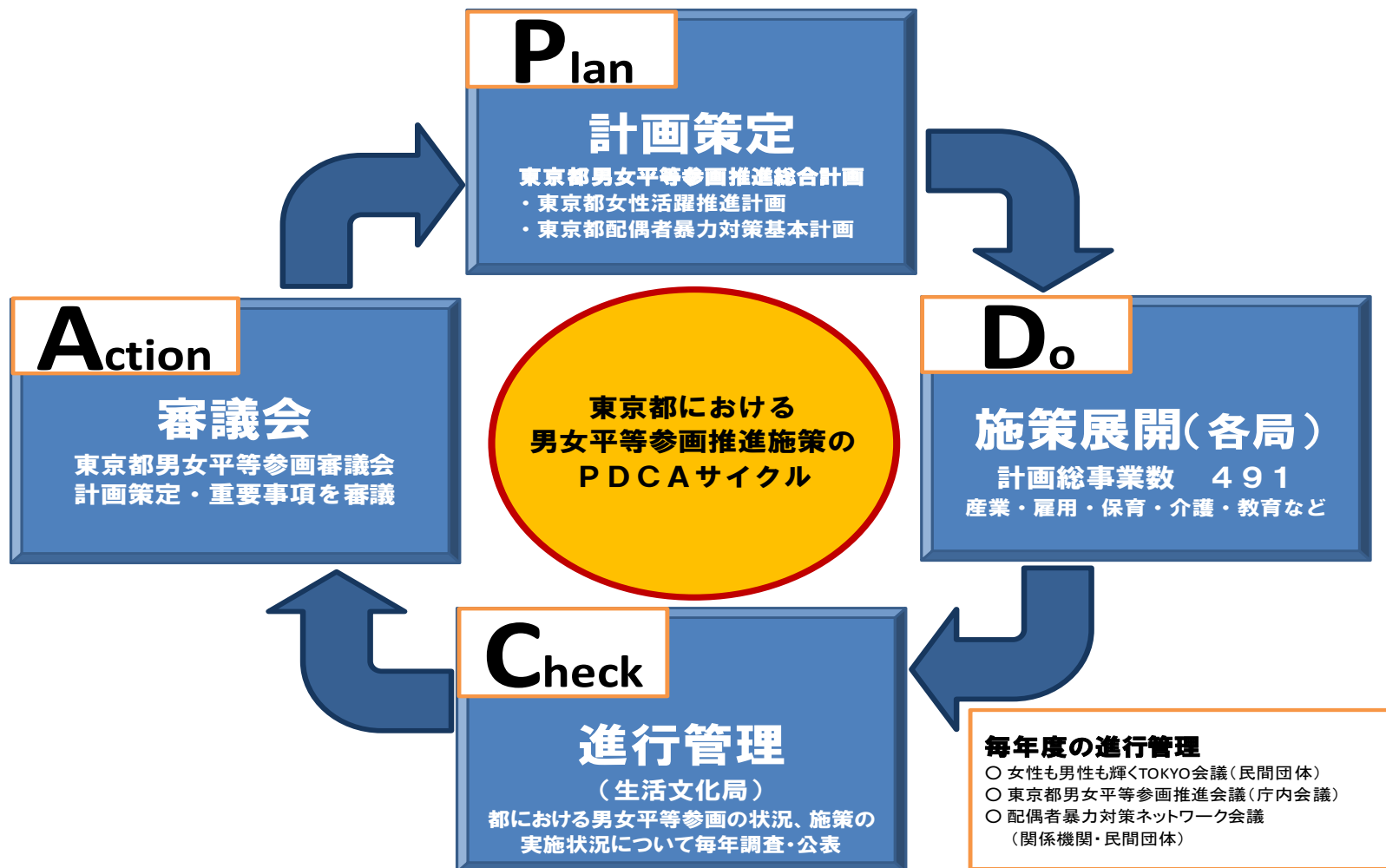
		生活文化局	各局
総合的な 企画調整 ・推進	施策の進捗管理	○	△ (所管事業について)
	都における男女平等参画の現状の把握	○	—
	普及啓発	○	△ (所管事業について)
	区市町村・民間団体等との連携	○	△ (所管事業について)
施策の 実施	男女平等参画・女性の活躍推進	○	○
	配偶者暴力対策	○	○

(3) 男女平等参画施策のPDCAサイクル

東京都における男女平等参画施策のPDCAサイクルは下図の通りである。

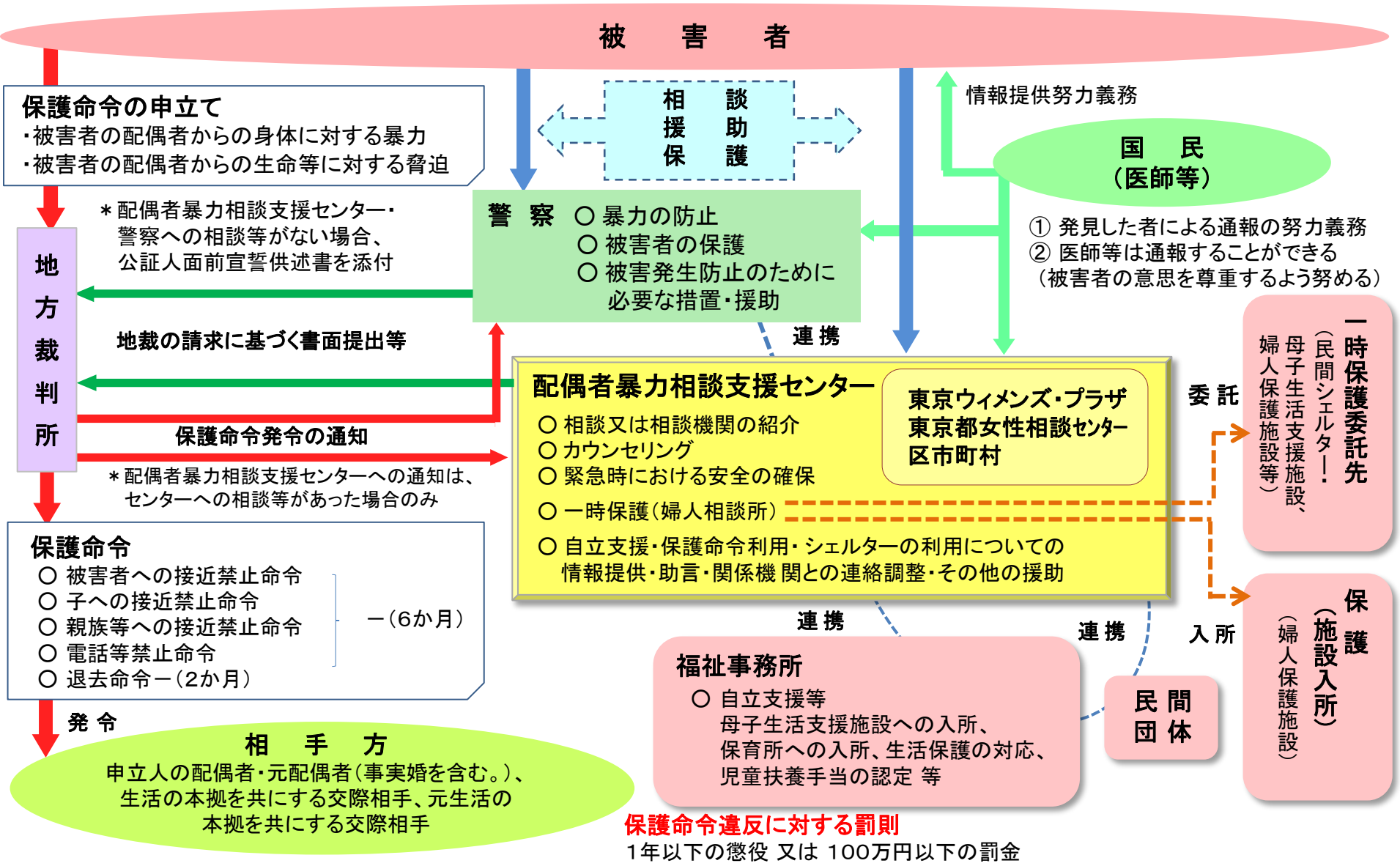
都は、男女平等参画の促進に関する行動計画「東京都男女平等参画推進総合計画」を策定し(Plan)、計画に基づいて施策を展開する(Do)。

生活文化局は、男女平等参画の状況及び施策の実施状況を調査するとともに、民間団体等との会議や庁内会議において計画の進行管理を行う(Check)。計画の改定にあたっては、東京都男女平等参画審議会における審議及び都民・事業者の意見聴取を行い、その結果を反映させる(Action)。



(5) 配偶者等暴力対策に関する施策③

■ 配偶者等暴力被害者の保護と支援には様々な段階があり、領域も広い範囲に及ぶため、多くの機関や団体が連携して取り組んでいる。



国や地方公共団体は ...

- 主務大臣(内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣、厚生労働大臣)による基本方針の策定
- 都道府県・市町村による基本計画の策定(市町村については努力義務)

国の「第4次男女共同参画基本計画」、都の「東京都男女平等参画推進総合計画」、都の2020年までの政策の実施計画「2020年に向けた実行プラン」に掲げられている目標のうち、本報告書における分析に関連する指標は以下の通りである。

項目	都の目標値 (期限)	国の目標値 (期限)	最新値 (都)	最新値 (全国)
社会における女性の活躍				
25歳から44歳までの女性の就業率 *1, 2	78% (2022年)	77% (2020年)	77.6% (2017年)	74.3% (2017年)
民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合 *1				
課長相当職	—	15% (2020年)	9.6% (2017年度)	10.9% (2017年)
審議会等における女性委員の任用率 *2	35% (2021年度)	40%以上、60%以下 (2020年)	28.5% (2017年)	31.9% (都道府県・2017年)
ライフ・ワーク・バランスの推進				
6歳未満の子供を持つ夫の育児・家事関連時間 *3	1日当たり3時間 (2024年度)	1日当たり2時間30分 (2020年)	1日当たり121分 (2016年)	1日当たり83分 (2016年)
「男性も家事・育児を行うことは当然である」というイメージを持つ都民の割合 *3	70% (2020年)	—	50.9% (2015年)	—
民間企業における男性の育児休業取得率 *1	—	13% (2020年)	12.3% (2017年度)	5.14% (2017年度)
配偶者暴力の防止				
配偶者からの暴力被害を相談した者の割合 *1	—	男性:30% 女性:70% (2020年)	—	男性:26.9% 女性:57.6% (2017年)
配偶者からの暴力の相談窓口の周知度 *1	—	男女とも70% (2020年)	男性:54.4% 女性:64.0% (2015年)	男性:69.2% 女性:73.7% (2017年)
区市町村における配偶者暴力相談支援センター整備数 *2, 3	20か所 (2021年)	150か所 (2020年)	14か所 (2018年8月)	105か所 (2018年3月)

*1:「第4次男女共同参画基本計画」の成果目標

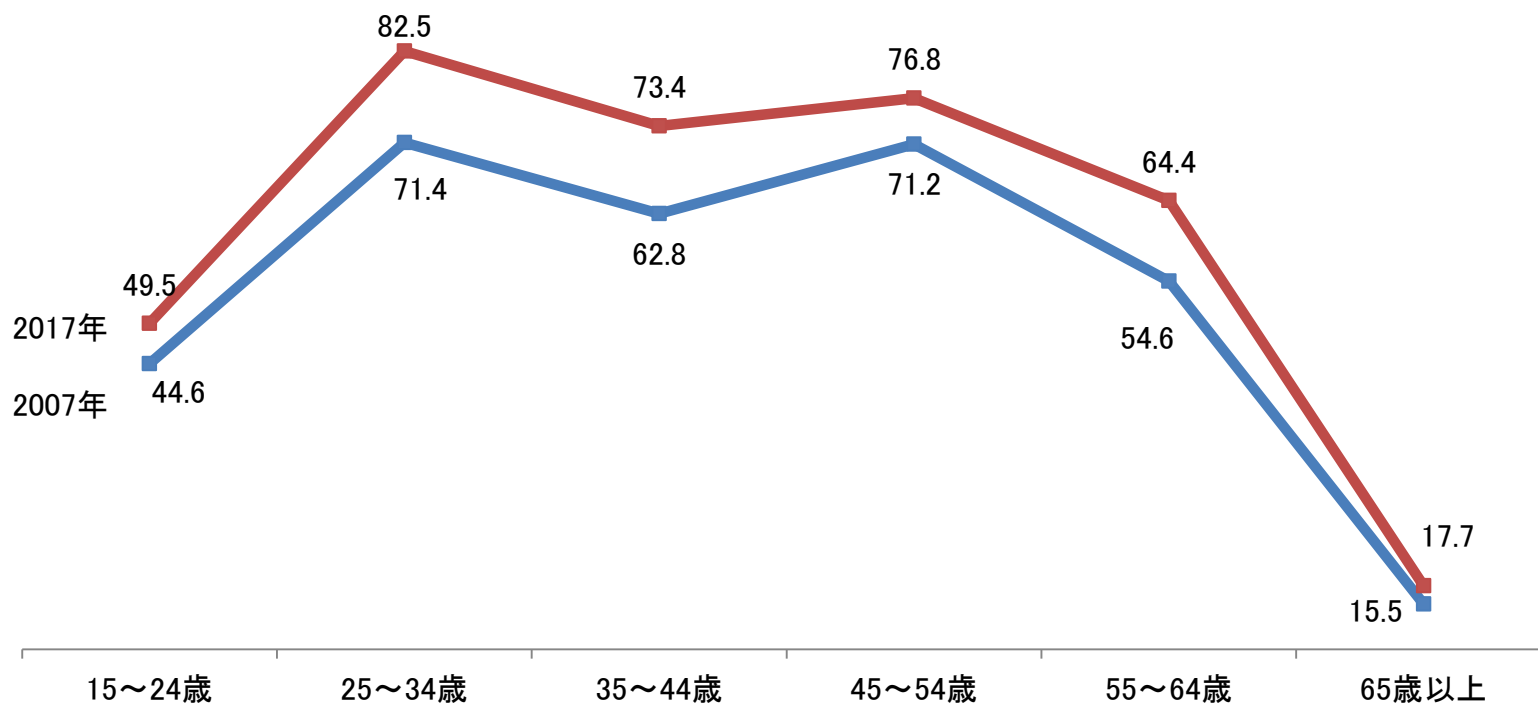
*2:「東京都男女平等参画推進総合計画」の数値目標

*3:「2020年に向けた実行プラン」の政策目標

■ 女性の就業の状況

女性の年齢階級別労働力率は、2007年と2017年で比較すると全ての年齢層において上昇しているが、出産、子育て期に低下するいわゆる「M字カーブ」を描いている。

(東京 %)

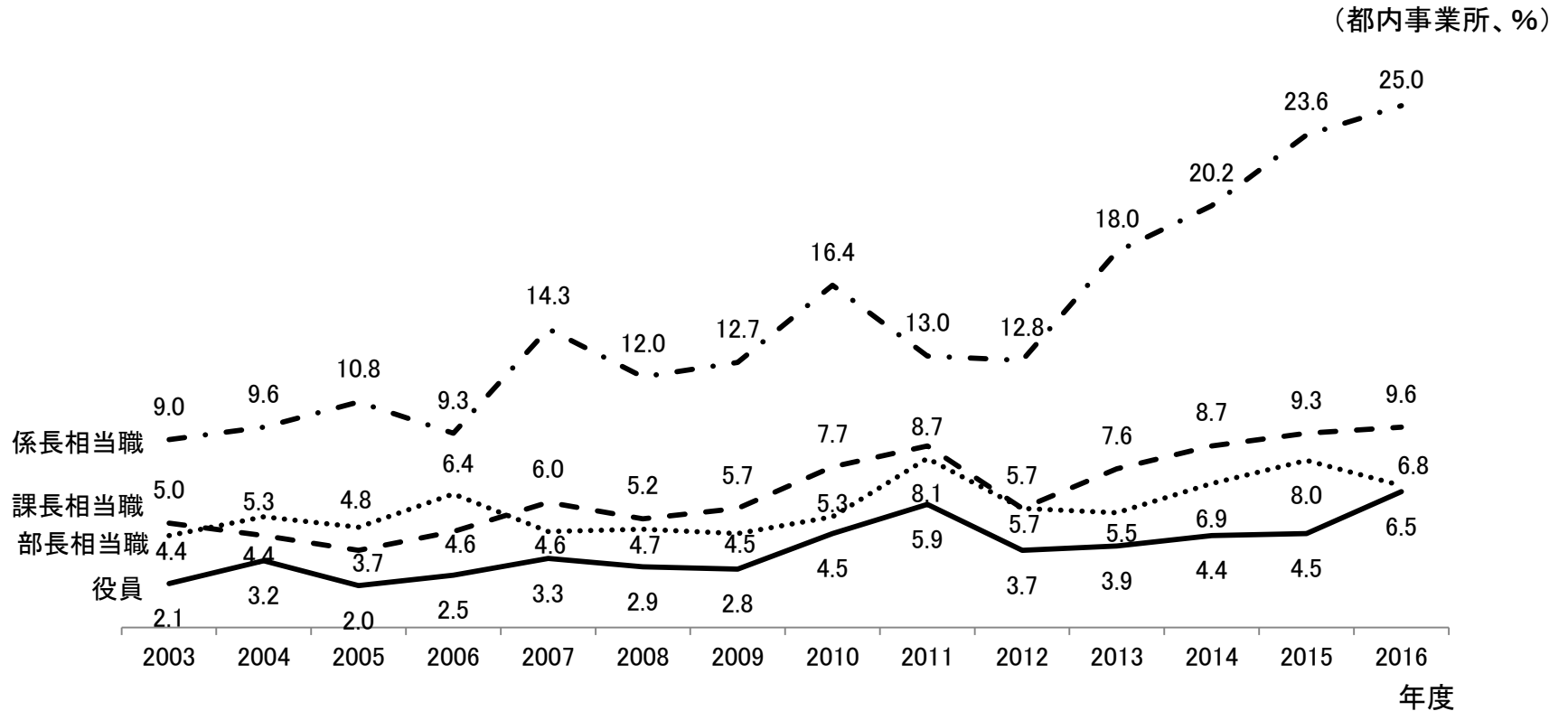


資料: 東京の労働力(東京都総務局)

(1) 男女平等参画・女性の活躍推進

■ 役職別女性管理職の割合の推移

都内事業所における管理職に占める女性の割合は、比較的女性の多い係長相当職でも25%であり、課長相当職以上では1割に満たない。

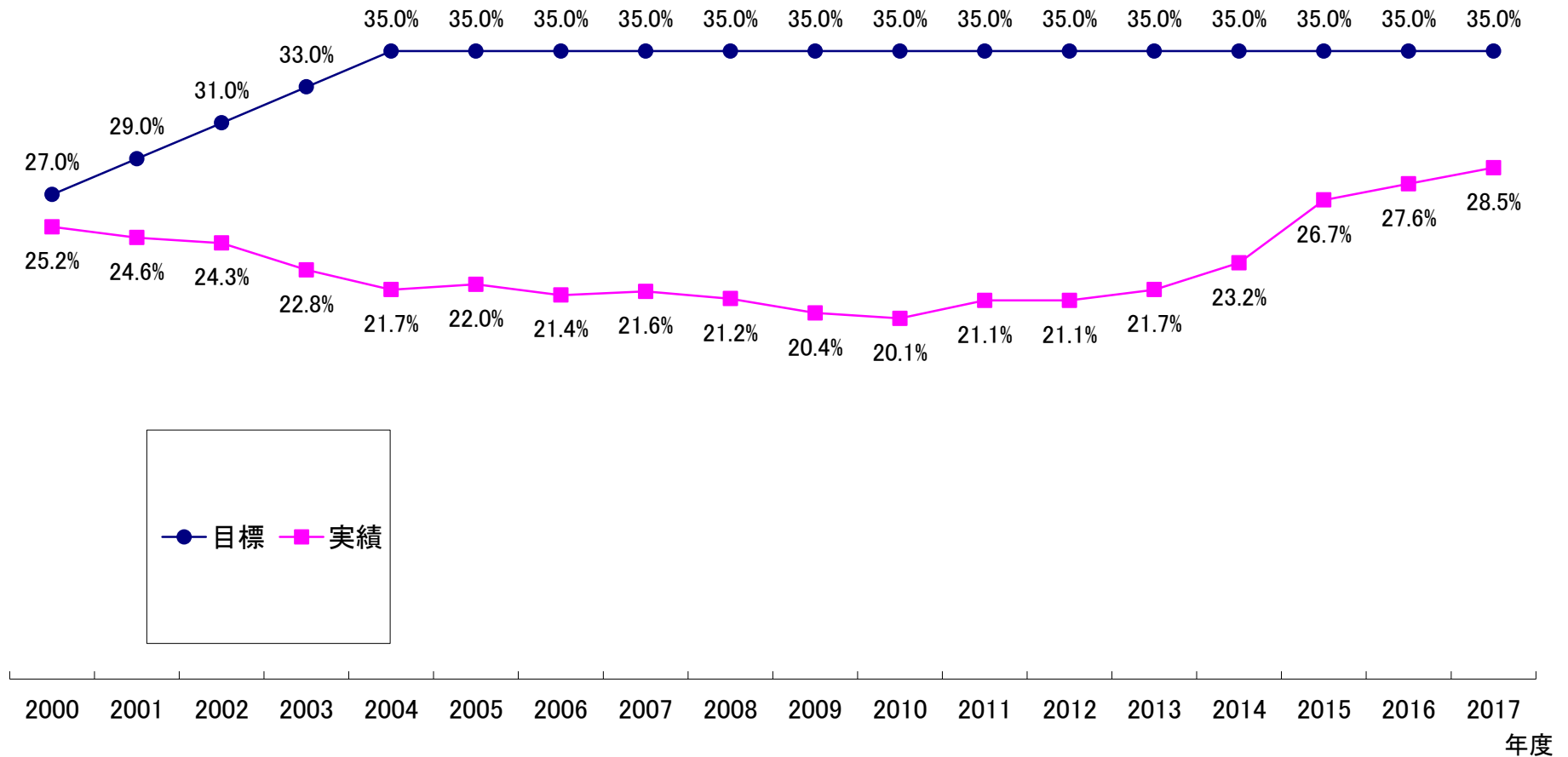


資料: 東京都男女雇用平等参画状況調査(東京都産業労働局)

■ 審議会等における女性委員の任用

都は、政策や方針の意思決定から男女平等参画を進めるため、「審議会等における任用率35%を早期に達成し、更なる向上を目指すこと」を目標に掲げている。

都の審議会等における女性委員の任用率はここ数年上昇傾向にあるが、目標値には届いていない。

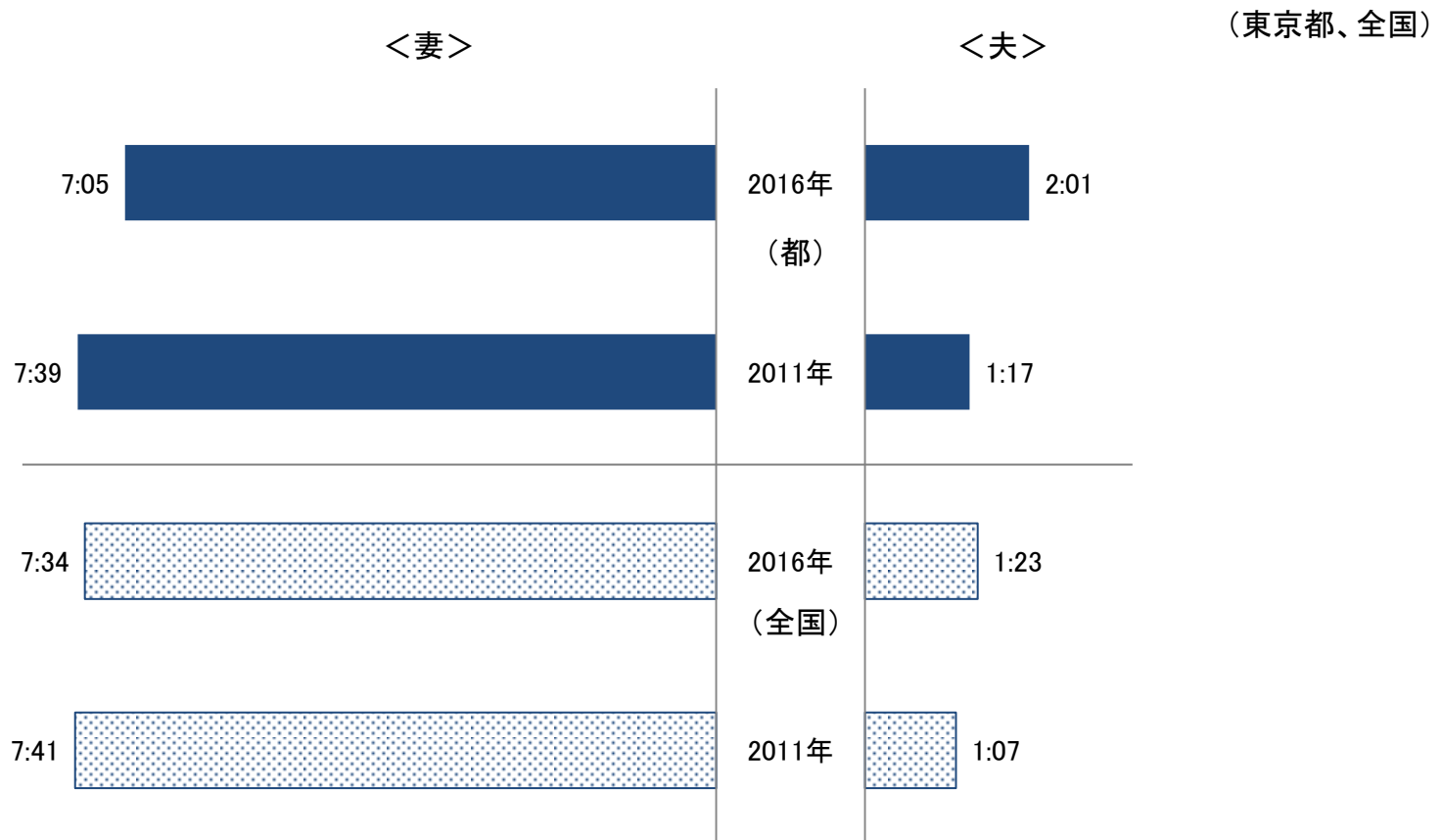


資料：東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課調査

■ 6歳未満の子供を持つ夫婦の1日当たり家事・育児時間

都は、6歳未満の子供を持つ夫の家事・育児時間を3時間とすることを目標としているが、2016年の調査では2時間1分であった。

2011年の前回調査時と比較すると、家事・育児にかかる時間は夫では増加し、妻では減少しているが、家事・育児の負担は、依然として妻に大きく偏っている。

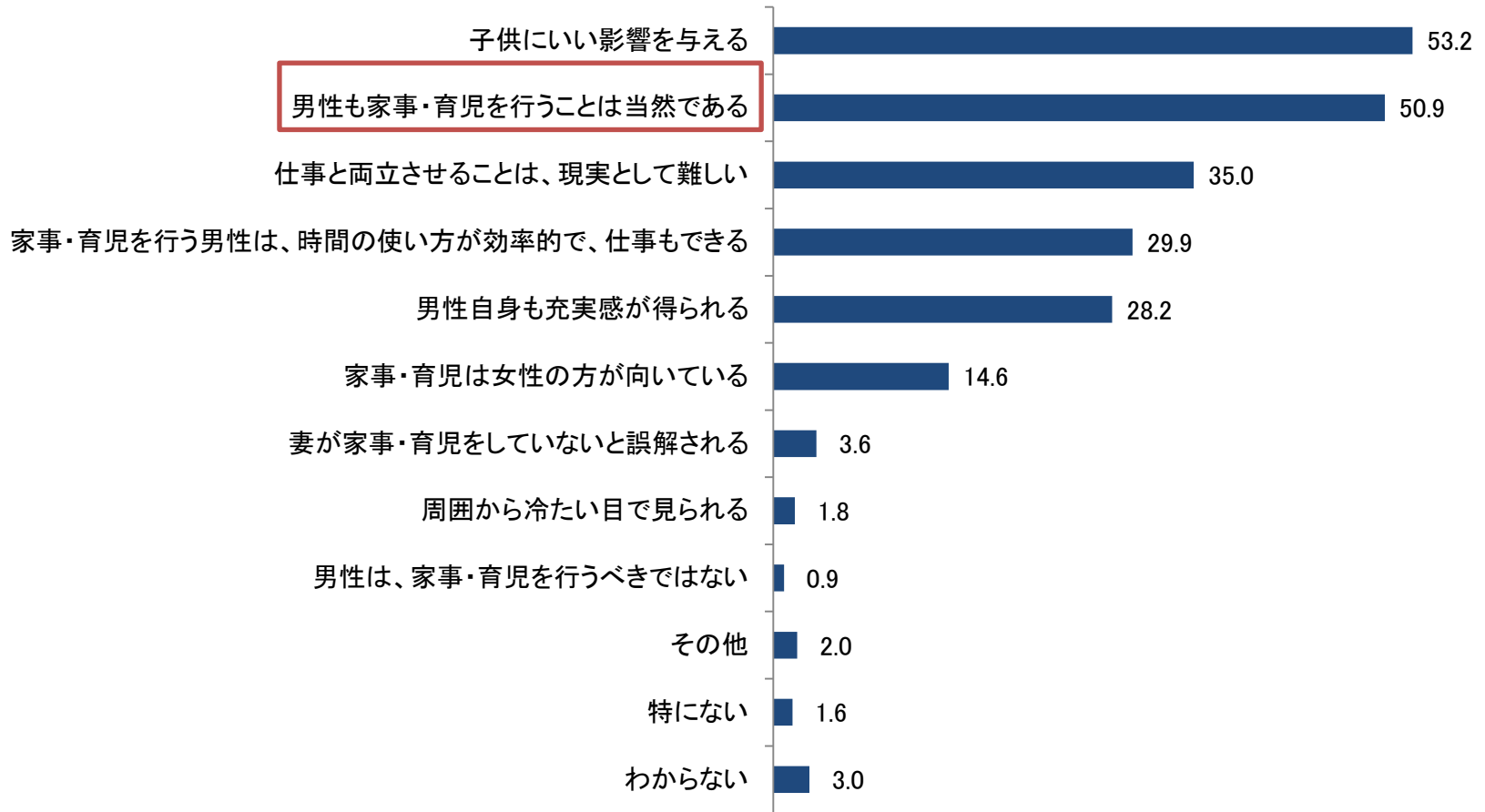


資料：社会生活基本調査(2011年、2016年)(総務省)

(1) 男女平等参画・女性の活躍推進

■ 男性が家事・育児を行うことのイメージ

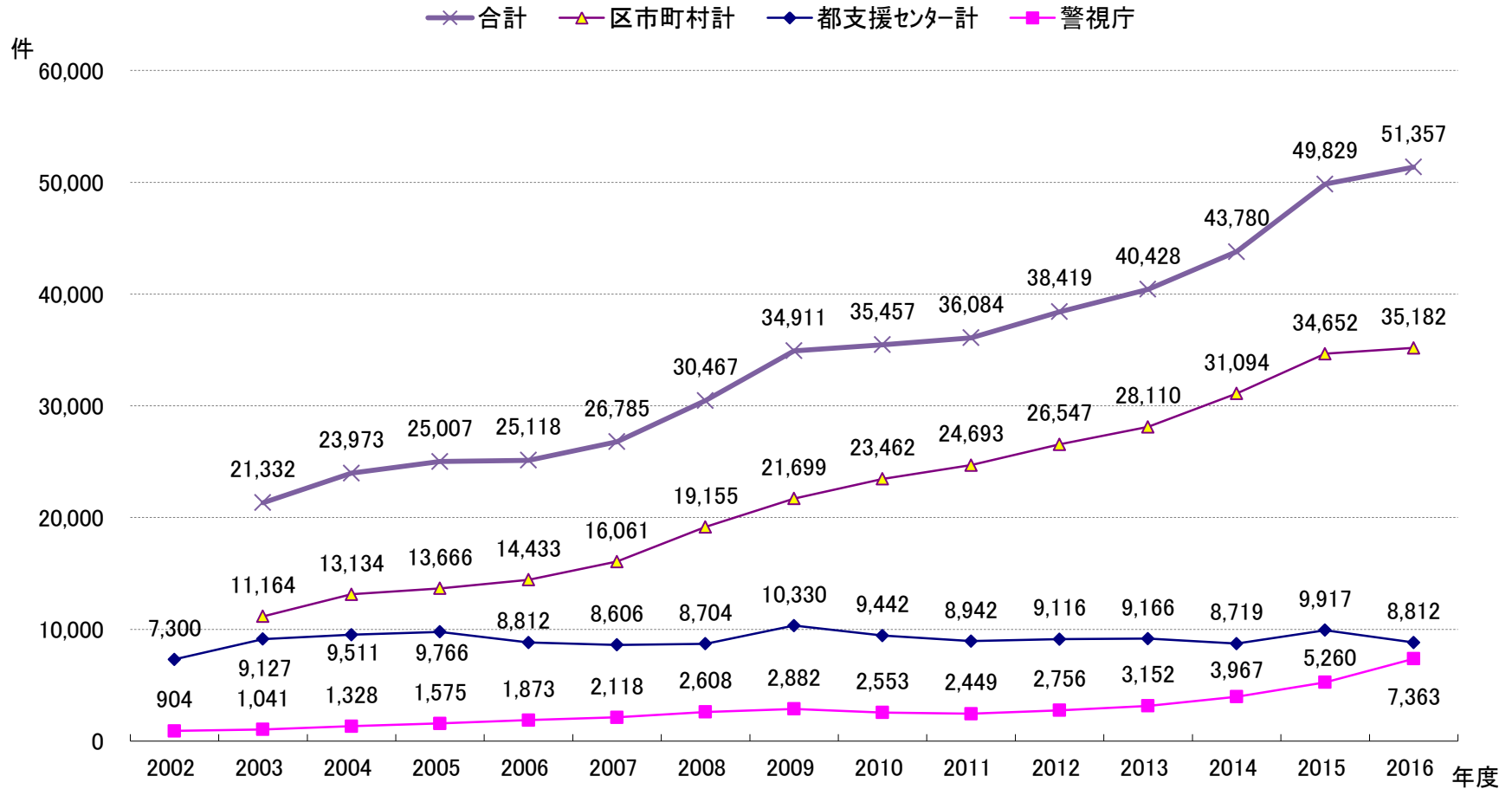
都は、「男性も家事・育児を行うことは当然である」と考える都民の割合を70%とすることを目標としている。
2015年の世論調査では、「男性も家事・育児を行うことは当然である」と考える都民の割合は50.9%であった。



資料:男女平等参画に関する世論調査(2015年 東京都生活文化局)

■ 都内の相談機関における配偶者暴力相談件数

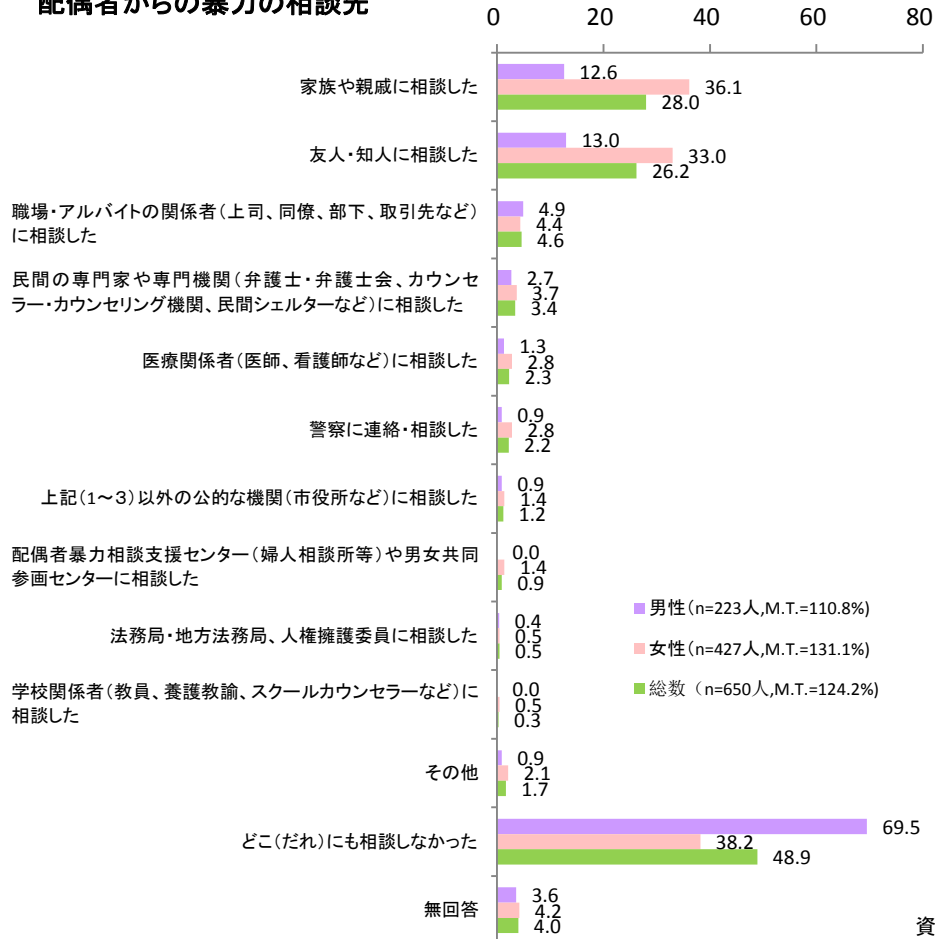
都内の相談機関における配偶者暴力に関する相談の件数は年々増加しており、特に区市町村における増加が著しい。



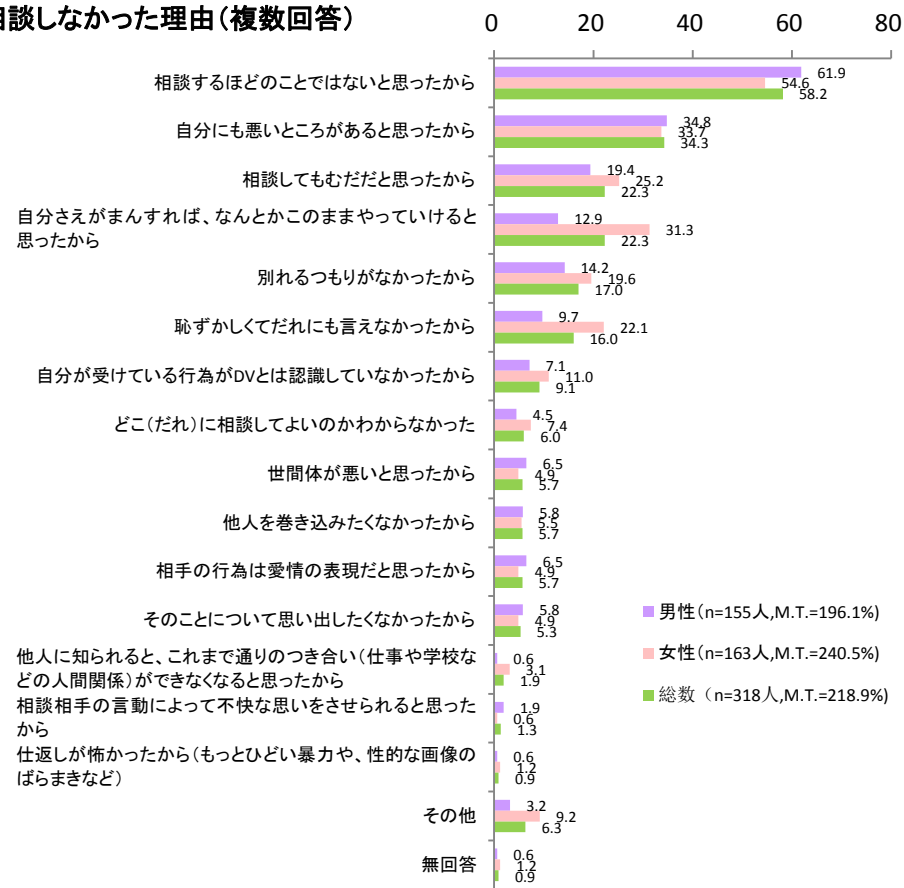
(2) 配偶者暴力

- 内閣府の調査において、配偶者からの暴力の相談先を見ると、「家族や親戚に相談した」が28.0%、「友人・知人に相談した」が26.2%などとなっている。性別にみると、女性は「家族や親戚に相談した」が36.1%と最も多く、男性は「友人・知人に相談した」が13.0%で最も多くなっている。
- 上記以外では、「職場やアルバイト関係者」、「民間の専門機関」、「医療関係者」が続くが、いずれも5%未満であり、配偶者暴力支援相談センターや警察、法務局、人権擁護委員、市役所などの公的な機関に相談した人は、この中で最も多い「警察」でもわずか2.2%に止まっている。
- 一方、配偶者から受けた被害について「どこ(だれ)にも相談しなかった」という人(318人)に、相談しなかった理由を聞いたところ、「相談するほどのことではないと思ったから」が58.2%と最も多く、次いで「自分にも悪いところがあると思ったから」が34.3%となどとなっている。

配偶者からの暴力の相談先

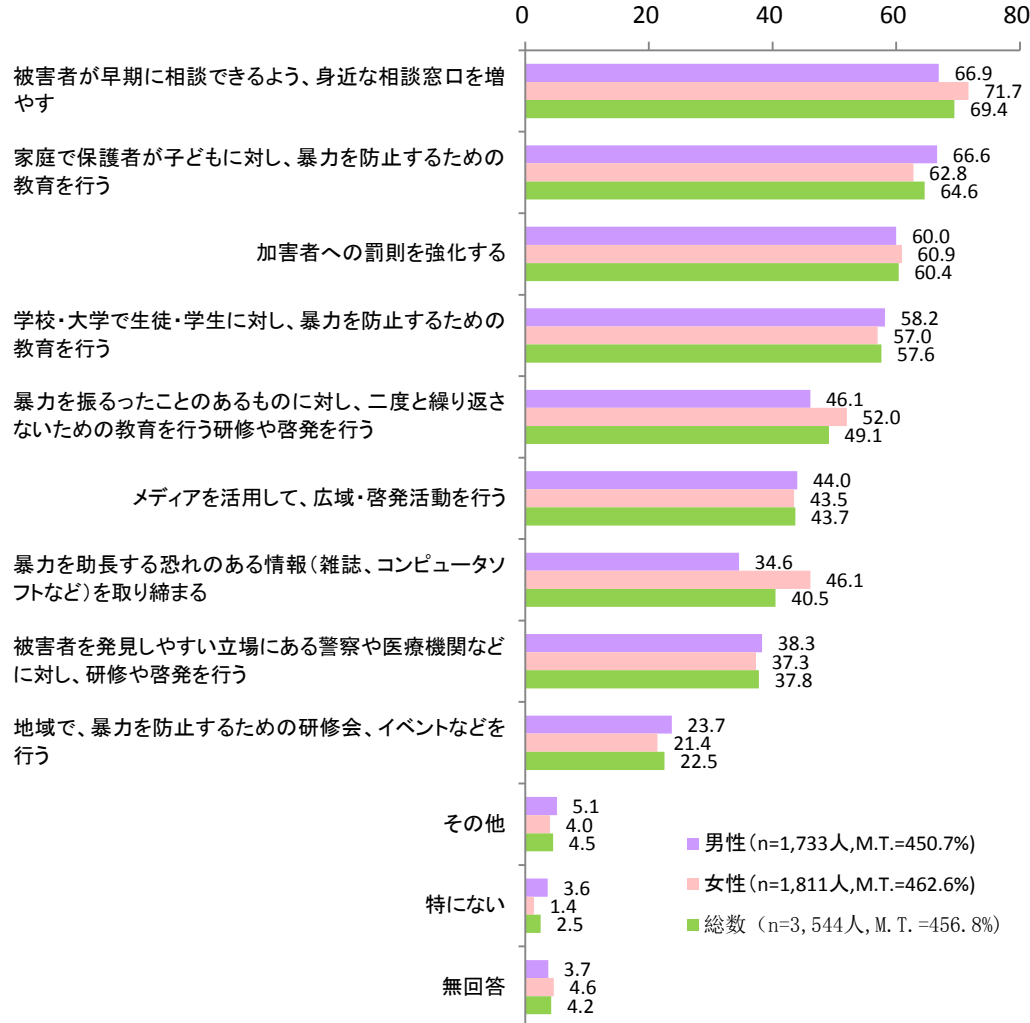


相談しなかった理由(複数回答)



○ 内閣府の調査において、男女間の暴力を防止するために必要だと考えることを聞いたところ、「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」が69.4%と最も多い。

男女間の暴力を防止するために必要なこと(複数回答)



資料: 男女間における暴力に関する調査(平成26年度調査)(2015年 内閣府男女共同参画局)

■ 配偶者暴力相談支援センター機能の整備状況

- 都は、被害者に身近な相談窓口となる区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能の整備団体数を、2021年度までに20団体とすることを目標としている。
都内区市町村における整備は徐々に進んでいるものの、2018年8月末現在の整備団体は14区にとどまり、市町村部では未整備である。
- 生活文化局は、配偶者暴力相談支援センター機能が未整備の区市町村を訪問し、先行事例の紹介や助言など、整備に向けた働きかけを実施している。

2018年8月末現在

整備年度	2009	2011	2013	2014	2015	2016	2017	2018
整備区市町村	港区	板橋区	江東区 中野区 豊島区	葛飾区 練馬区	台東区 荒川区	北区 江戸川区 杉並区	新宿区	大田区

○配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、以下の業務を行う。

- ① 相談や相談機関の紹介
- ② カウンセリング
- ③ 被害者及びその同伴する家族の緊急時における安全の確保及び一時保護(※)
- ④ 自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助
- ⑤ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助
- ⑥ 保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助

※ 一時保護は婦人相談所が自ら行うか、婦人相談所から一定の基準を満たす者に委託して行う。

●女性の就業率は上昇しているものの、依然として出産、育児期に低下しており、男性との賃金格差も大きい

- ・女性の年齢階級別労働力率は全ての年齢階級で上昇しているが、依然としてM字カーブが存在
- ・第一子出産前後の女性が就業を継続する割合も上昇しているが、約半数の女性が出産前後に退職
- ・男女の賃金格差は年齢が上がるにつれて拡大し、格差が最大となる賃金ピーク時の女性の賃金は男性の6割強

●方針・意思決定過程への女性の参画が十分進んでいない

- ・都内事業所における女性管理職比率は上昇しているものの、未だ1割に満たない
- ・都の審議会等における女性委員の任用率は28.5%であり、全国的にみても低い状況

●産業分野によって女性の就業の状況は異なる

- ・女性就業者数が多く女性比率が高い分野がある一方、女性が非常に少ない分野も存在

●家事・育児の負担は依然として女性に大きく偏っている

- ・女性が育児に費やす時間は男性の4倍以上、家事は3倍以上
- ・都民の約半数は男性の家事・育児を当然と思っておらず、いまだ心理的な障壁がある

●配偶者暴力の相談件数は年々増加

- ・特に区市町村における増加が著しい

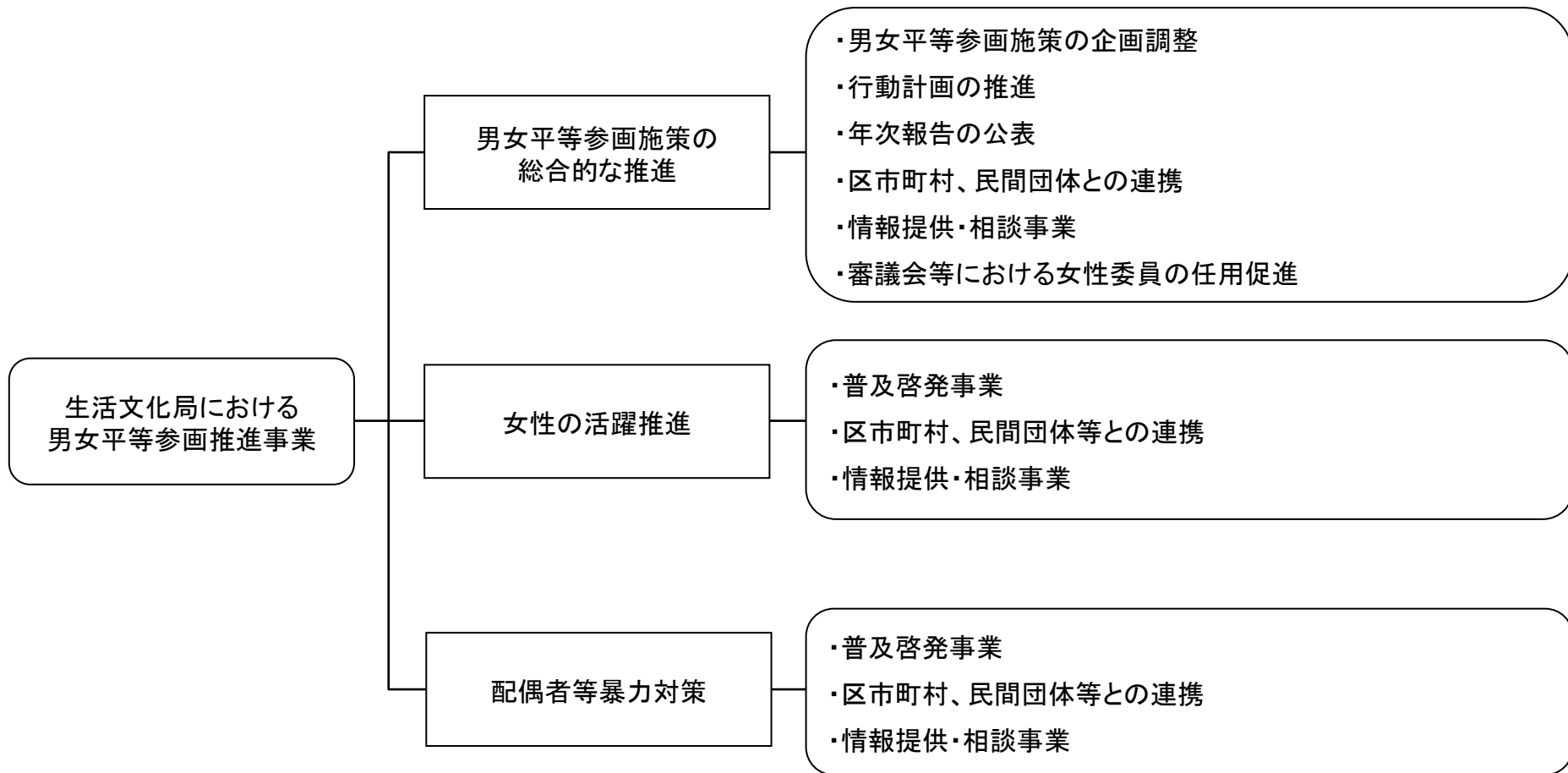
●配偶者からの暴力被害を誰にも相談しない人も多い

- ・被害を受けたことがある人のうち、誰かに打ち明けたり相談したりした人は半数未満
- ・公的機関に相談した人はわずか
- ・相談しなかった理由では「相談するほどのことではないと思った」「自分にも悪いところがあると思った」が多い

●都内区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能の整備は徐々に進んでいるが、整備団体数の目標は未達成

- ・内閣府の調査では、暴力防止に必要なこととして、約7割の人が「身近な相談窓口を増やす」と回答

生活文化局における事業の体系は以下の通りである。



(2) 男女平等参画施策の総合的な推進

行動計画の策定と推進、男女平等参画の状況及び男女平等参画施策の実施状況の調査・公表、区市町村・民間団体等との連携等により、都における男女平等参画施策の総合的な推進を図っている。

		事業
男女平等参画施策の総合的な推進	男女平等参画施策の企画調整	東京都男女平等参画審議会 <small>の運営</small> 東京都男女平等参画基本条例に基づく行動計画その他男女平等参画に関する重要事項の調査審議
	行動計画の推進	行動計画「東京都男女平等参画推進総合計画」の推進
		女性も男性も輝くTOKYO会議 総合計画の推進に関して都民及び事業者並びに都が連携・協力して取り組む場
		東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議 関係機関相互の連携の促進と中長期的課題の検討
		東京都男女平等参画推進会議 都における男女平等参画の促進に関する施策を推進するため庁内関係局で構成
	男女平等参画の状況と施策の実施状況の公表	東京都における男女平等参画の状況、都・都民・事業者の男女平等参画施策の実施状況等を調査し、年次報告として公表
	区市町村・民間団体等との連携	区市町村支援 区市町村男女平等推進担当職員研修
		民間活動支援 民間団体等との交流事業、民間団体等への施設貸出
	情報提供・相談	図書資料室、相談室の運営
	審議会等における女性委員の任用促進	都の政策形成の場である審議会等における女性委員の任用の促進

(3) 女性の活躍推進

職場、家庭、地域などあらゆる場における女性の活躍の推進、働き方の見直し等を通じたライフ・ワーク・バランスの実現に向けた普及啓発活動などの取組を行っている。

		事業
女性の活躍推進	普及啓発	<u>東京都女性活躍推進大賞の贈呈</u>
		<u>女性が輝くTOKYO懇話会</u>
		<u>女性の活躍推進のための普及啓発</u> 都民を対象とした広報キャンペーン 東京都女性活躍推進ポータルサイトの運営 ロゴマークを活用したPR 女性も男性も輝くTOKYO会議 太鼓判事業の認定 グッズの作成・配布
		<u>女性の活躍推進のためのセミナーの開催</u> 働く女性支援講座
		<u>ライフ・ワーク・バランスの推進のための普及啓発</u> Webサイト「TOKYOライフ・ワーク・バランス」の運営 子供が生まれる前の夫婦に向けた啓発冊子 若者に向けたライフ・ワーク・バランスの普及啓発
		<u>ライフ・ワーク・バランス推進のためのセミナーやシンポジウムの開催</u> パートナーシップセミナー パパママサミット
	区市町村・民間団体等との連携	<u>区市町村支援（再掲）</u> 区市町村男女平等推進担当職員研修
		<u>民間活動支援（再掲）</u> 民間団体等との交流事業、民間団体等への施設貸出
	情報提供・相談	<u>図書資料室、相談室の運営（再掲）</u>

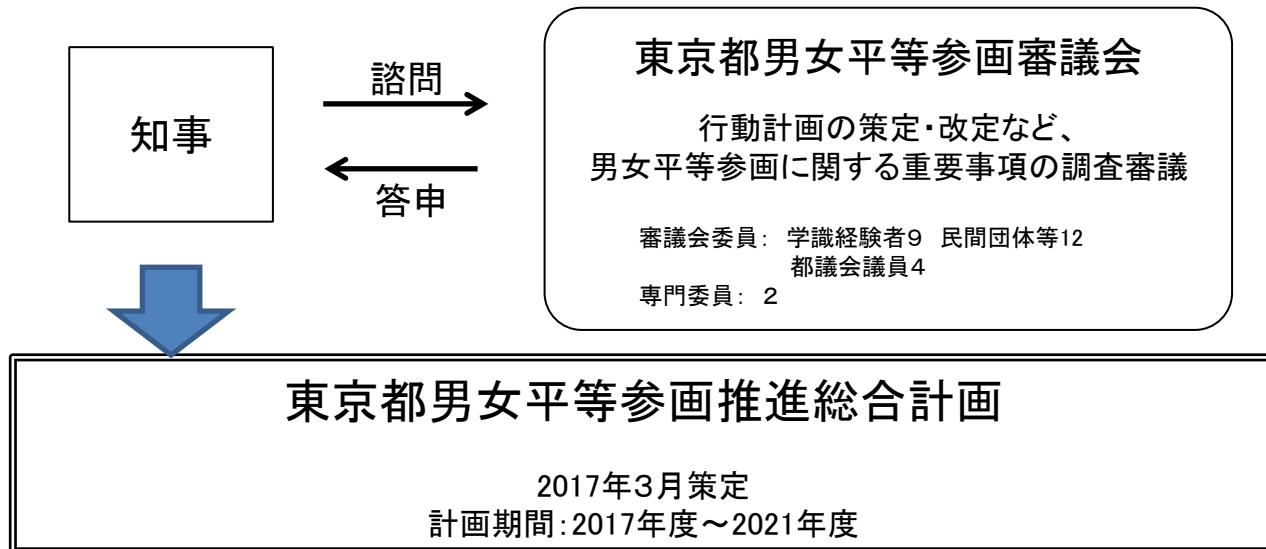
啓発資料や講演会による普及啓発、情報提供・相談、区市町村・民間団体等との連携にかかる事業を実施している。

		事業
配偶者等暴力対策	普及啓発	配偶者暴力の防止に係る啓発資料の作成・配布
		都民向け講演会
	情報提供・相談	図書資料室、相談室の運営（再掲）
	区市町村・民間団体等との連携	講座・研修等の実施 関係機関職員向け研修、配偶者暴力被害者向け講座等
		区市町村支援 区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能の整備推進 （目標：整備団体数2021年度までに20団体） 区市町村配偶者暴力相談支援センター連携会議 関係機関調整等の担当職員向け研修
		民間活動支援 DV防止等民間活動助成 配偶者暴力被害者自立支援に関する民間人材の養成 民間支援団体との連携会議

行動計画の策定と推進体制

都は、男女平等参画の促進に関する都の施策と都民・事業者の取組を促進するための行動計画「東京都男女平等参画推進総合計画」を策定し、施策を推進している。

【計画の策定】



【計画の推進】

	男女平等参画・女性の活躍推進	配偶者暴力対策
庁外連携	女性も男性も輝くTOKYO会議 民間団体32 学識経験者3	東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議 都・区市町村関係機関27 医療・司法・人権擁護団体等10 民間支援団体2
庁内連携	東京都男女平等参画推進会議 庁内関係局12	

(1) 男女平等参画施策の総合的な推進

計画の推進

生活文化局は、庁内各局及び民間団体、区市町村、関係機関等と連携して計画を推進するため、女性も男性も輝くTOKYO会議、東京都男女平等推進会議、東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議を設置・運営している。

■ 女性も男性も輝くTOKYO会議

○ あらゆる場における女性の活躍を進め、もって男女が対等な立場であらゆる活動に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会を実現することを目的として、都民及び事業者と都とが連携・協力して計画を推進していくために設置

【内 容】 ○ 女性活躍推進に関する発信、取組等に向けての検討・提案
○ 計画の進行管理

【委 員】 計画に取組を掲載している民間団体(企業、教育機関、NPO等 32団体)、学識経験者3名

【開催実績】 <2017年度>

■ 第1回 2017年12月21日(木)

【テーマ】 キャリアデザインの取組について

<2018年度>

■ 第1回 2018年4月27日(金)

【テーマ】 ・男性の家事・育児等への参画について

・審議会等における女性委員の任用促進について

■ 第2回 2019年2月頃(予定)

【評価検証】

これまでに開催した会議では、各回ごとにテーマを設定し、都や委員が所属する団体の取組の紹介や意見交換を行ってきた。

一方で、計画全体の進行に関する検討や意見交換はあまり行われてこなかった。

(1) 男女平等参画施策の総合的な推進

■ 東京都男女平等参画推進会議

○ 東京都における男女平等参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内関係局を委員として設置

【内 容】 ○ 計画の策定及び進行管理、東京都男女平等参画審議会の運営補佐
○ その他、総合的な男女平等参画施策の策定、実施に関して必要な事項

【委 員】 生活文化局、政策企画局、総務局、財務局、福祉保健局、産業労働局、教育庁、警視庁

【評価検証】

東京都男女平等参画推進会議では、計画の策定及び進行管理、施策の推進に関する連絡調整を行っているが、計画を着実に推進していくため、計画の進行管理機能をさらに強化していく必要がある。

■ 東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議

○ 配偶者暴力問題に関係する総合的な取組に向けて、事業の着実な推進と機関相互の連携の促進、中長期的な課題の検討のため、都、区市町村、関係団体を委員として設置

【内 容】 ○ 配偶者暴力対策の促進、計画の推進
○ 関係機関の連携の促進

【委 員】 都及び区市町村の関係機関、医療、司法、人権擁護団体、民間支援団体等

【評価検証】

東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議では、庁内及び庁外の関係機関が一堂に会し、事業の推進と連携の促進、課題の検討にあたっている。

また、基本計画の事業推進を目的とする推進部会と、関係機関の連携を目的とする連携部会をそれぞれ設置し、より具体的な事項に関する検討・連携をすすめている。

(1) 男女平等参画施策の総合的な推進

男女平等参画の状況と施策の実施状況の公表 ①

■ 年次報告

男女平等参画の現状と施策を明らかにし、都民の理解と協力を得るため、都における男女平等参画の状況と、東京都男女平等参画推進総合計画にある全ての事業の実施状況を毎年調査し、ウェブサイト上で公表している。

No.	事業名	事業概要	平成30年度予定	所管局
			事業規模	
領域 I 働く場における女性の活躍				
① 均等な雇用機会と女性の職域拡大・登用促進				
ア. ポジティブ・アクションの推進				
1	男女雇用平等参画状況調査	基本条例第13条「事業者からの報告」の規定を踏まえて、事業者に対し、雇用の場における男女平等に関する実態調査を実施し、今後の男女平等施策に活用します。	「多様な働き方への取組等企業における男女雇用管理に関する調査」（予定） 対象：都内30人以上の事業所 13業種 2,500事業所 男女労働者 5,000人	産業労働局
2	事業者団体との連絡会等	「事業者からの報告」等を踏まえた情報提供をはじめ、参画促進のための助言、意見交換を行います。	労働情勢懇談会の開催	産業労働局
3	職場における男女平等の推進	女性の能力活用や職域の拡大等、企業における女性の積極的な活用のための取組である「ポジティブ・アクション」の普及啓発を行います。	ポジティブ・アクションの普及啓発（「男女雇用平等セミナー」等）	産業労働局
4	女性の活躍推進事業	関係法令や女性の活用事例等について、事業主や企業の担当者を対象としたセミナー等を行い、企業の取組を支援します。	事業主向け「均等法セミナー」 年2回 計300人	産業労働局
5	女性の活躍推進人材育成事業	女性の活躍推進に意欲のある中小企業のモデルとなる取組等を支援し、広く発信します。	29年度終了	産業労働局
		中小企業における女性の活躍推進に向けた取組の中心となる人材に対し研修を実施し、修了者を「女性の活躍推進責任者」として設置した企業に奨励金を支給します。また、推進責任者に対しフォローアップを行うとともに女性の活躍推進法に定める一般事業主行動計画の策定に係る一定の取組を行った企業に奨励金を支給します。さらに推進責任者、中小企業で働く女性従業員それぞれの交流会を実施します。	29年度終了	産業労働局

【評価検証】

都の男女平等参画に関する全ての施策について、個々の事業の概要と規模を掲載しているが、事業数が多数に上り、また事業費を記載していないことから、都の男女平等参画施策の全体像や規模を都民にわかりやすく伝えるという点において不十分な面がある。

(1) 男女平等参画施策の総合的な推進

男女平等参画の状況と施策の実施状況の公表 ②

■ 「女性が輝く東京 誰もが自分らしく暮らせる社会を築くために」(東京都男女平等参画推進総合計画 概要版)

都の現状と施策を都民にわかりやすく伝えるため、東京都男女平等参画推進総合計画の概要版の冊子を作成し、都民に配布している。



<仕様>

A4判 62ページ フルカラー

<作成部数>

計3,000部

<配布方法>

- 都の主催するイベントや講座等の場や、関係団体等を通じて配布
- 生活文化局ウェブサイト、東京都女性活躍推進ポータルサイトに掲載

【評価検証】

計画の概要を写真やグラフを用いてわかりやすく説明する資料として有用であるが、情報量が多いため、都民が気軽に手に取りやすい資料であるとはいえない。

また、作成から1年以上が経過しており、掲載しているデータや取組は最新の内容ではなくなっている。

(1) 男女平等参画施策の総合的な推進

審議会等における女性委員の任用促進 ②

生活文化局では、6か月以内に任期満了を迎える審議会等の所管部署に調査を実施し、改選後の女性委員の任用予定を把握するとともに、庁内各局に以下の働きかけを行っているが、女性委員の任用率は目標に達していない。

① 首都大学東京の女性教員名簿の提供

毎月の調査時に名簿を送付

② 「はばたく女性人材バンク」の情報提供

内閣府が運営している「はばたく女性人材バンク」(国の審議会等委員のデータベース)について情報提供

③ 女性委員の積極的推薦を依頼する知事名文書の関係部署への提供

関係団体に委員推薦を依頼する際に女性委員の積極的な任用を依頼する文書を作成し、関係部署に提供

④ 各局の政策・総務担当部長連絡会における働きかけ

女性委員任用率の状況の報告と任用促進への協力依頼

⑤ 審議会等の所管部署の管理職向け研修

審議会等所管部署及び各局の審議会等を取りまとめる部署の管理職を対象に、女性委員の任用促進に係る研修を実施

(2) 女性の活躍推進

女性の活躍推進に向けた普及啓発 ①

生活文化局は、職場、家庭、地域などあらゆる場における女性の活躍の推進に向けた様々な普及啓発を行っている。

■ 東京都女性活躍推進大賞

<目的> 全ての女性が意欲と能力に応じて多様な生き方が選択できる社会の実現に向け、女性活躍推進に取り組む様々な分野の企業・団体及び個人に対し、東京都女性活躍推進大賞を贈呈し、その取組を広く普及させることで、女性活躍推進の気運の醸成を図る。

<経緯> 2014年度 事業開始(団体・推薦のみ)

2015年度 公募による募集を開始(団体)、個人区分を新設

2016年度 都が発注する契約(総合評価方式)において、受賞実績を加点評価の対象に追加

<大賞受賞者>

	産業分野	医療・福祉分野(*1)	教育分野	地域分野	個人(*2)
2014年度	理研計器(株)	医療法人社団 KNI	国立大学法人 東京学芸大学	社会福祉法人 新生寿会	—
2015年度	DACグループ	社会医療法人財団 大和会 武蔵村山病院	学校法人 芝浦工業大学	特定非営利活動法人 豊島子ども WAKUWAKUネットワーク	堤 香苗氏 ((株)キャリア・ママ 代表取締役)
2016年度	OP&Gジャパン(株) ○損害保険ジャパン 日本興亜(株)	—	学校法人 杏林学園 杏林大学	特定非営利活動法人 放課後NPOアフタースクール	海老原 宏美氏 (東大和市地域自立支援協議会 会長)
2017年度	三井住友海上火災保険(株)	社会福祉法人竹清会	学校法人 東京女子医科大学	特定非営利活動法人 プラチナ美容塾	市川 順子氏 (作ろう!みんなのジモト Wa-shoiパートナーシップ 世話焼き人)

*1:2014年度は「医療分野」

*2:2015年度新設

(2) 女性の活躍推進

女性の活躍推進に向けた普及啓発 ②

<東京都女性活躍推進大賞の応募実績>

	産業分野	医療・福祉分野(*1)	教育分野	地域分野	個人(*2)	計
2014年度	4	2	1	4	-	11
2015年度	9	2	1	2	6	20
2016年度	15	4	1	6	5	31
2017年度	20	2	5	5	6	38

*1:2014年度は「医療分野」

*2:2015年度新設

【評価検証】

応募総数は徐々に増加してきたが、女性が多い医療・福祉分野など応募数が伸び悩んでいる分野もあり、今後、事業のあり方や事業効果の検証が必要である。

(2) 女性の活躍推進

ライフ・ワーク・バランス推進に向けた普及啓発 ①

都は、誰もが様々な働き方や生き方に挑戦できる社会の実現に向けて、家庭生活と仕事の調和(ライフ・ワーク・バランス)を推進している。

生活文化局が実施しているライフ・ワーク・バランスの推進に向けた普及啓発事業は次の通りである。

■ ウェブサイト「TOKYOライフ・ワーク・バランス」の運営

概要	実績(2017年度)																				
<p>あらゆる人に向けてライフ・ワーク・バランスの一層の普及を図るため、ライフ・ワーク・バランスに関する総合的な情報を発信</p> <p><主な内容> ライフ・ワーク・バランスに関するQ&A 支援制度、セミナー情報 冊子・パンフレットの紹介 資料集(関連データ、法令) など</p>	<p><トップページ閲覧数></p> <table border="1"> <tr> <td>7月</td> <td>893</td> <td>12月</td> <td>566</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>1,091</td> <td>1月</td> <td>721</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>855</td> <td>2月</td> <td>584</td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>736</td> <td>3月</td> <td>486</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>650</td> <td>7~3月計</td> <td>6,582</td> </tr> </table>	7月	893	12月	566	8月	1,091	1月	721	9月	855	2月	584	10月	736	3月	486	11月	650	7~3月計	6,582
7月	893	12月	566																		
8月	1,091	1月	721																		
9月	855	2月	584																		
10月	736	3月	486																		
11月	650	7~3月計	6,582																		

■ 子供が生まれる前の夫婦に向けた啓発冊子

概要	実績
<p>子供が生まれる前から意識啓発を図り、子供が生まれた後の生き方・働き方について、夫婦ともに考えていくための後押しをするための啓発冊子「パパとママが描くみらい手帳」を作成・配布</p> 	<p><作成・配布部数></p> <p>2015年度 15万部 2016年度 15万部 2017年度 15万部</p> <p>※区市町村を通じ、母親学級等で配布</p>

ライフ・ワーク・バランスの推進に向けた普及啓発 ②

■ セミナー・シンポジウム

女性の活躍推進とライフ・ワーク・バランスの実現に欠かせない男性の家事・育児参画と夫婦間の協力を促進するため、夫婦の良好なパートナーシップのためのセミナーやシンポジウムを開催し、情報発信を行っている。

年度	パートナーシップセミナー	パパママサミット
2015	5回 (167人)	—
2016	8回 (284人)	1回 (151人)
2017	3回 (111人)	1回 (157人)

※ 人数は各回参加者の累計

※ 事業名称は2017年度のものであり、2016年度以前は名称が異なる。



【評価検証】

- 直近の調査結果では、6歳未満の子供を持つ夫婦の家事・育児時間は依然として妻に大きく偏っている。
- 「男性も家事・育児を行うことは当然である」と考える都民の割合が約半数にとどまるなど、男性の家事・育児参画に対する心理的な壁もいまだ存在する。
- 男性が家事・育児を行うことについて当然と考える人の割合は、男性よりもむしろ女性の方が低い。
- 男性の具体的な行動につなげるため、男性のみならず女性を含む幅広い層に向けた啓発が必要である。

相談室の運営

東京ウィメンズプラザでは、配偶者からの暴力、交際相手からの暴力、夫婦や親子の問題、生き方、人間関係など、暮らしのなかで抱えるさまざまな悩みについて相談を受けている。

	概要	相談時間
一般相談（電話）	DV、デートDV、セクシュアルハラスメント、夫婦や親子の問題、生き方や職場の人間関係など、さまざまな悩み相談を受付	毎日9:00～21:00(年末年始を除く)
法律相談（面接）	離婚、暴力被害などで法的知識が必要な方のための、女性の弁護士による面接相談	予約制
精神科医師による相談（面接）	暴力被害などで精神的に不安を抱えている方のための相談。子供に関する相談も受付	予約制
男性のための悩み相談（電話・面接）	夫婦や親子の問題、生き方・職場の人間関係、セクシュアルハラスメントやDV、デートDVなどの暴力の問題など、男性の抱えるさまざまな悩みに男性相談専門の相談員が対応	【電話相談】 毎週月曜日・水曜日17:00～20:00(祝日・年末年始を除く) 【面接相談】 毎週水曜日19:00～20:00(祝日・年末年始を除く)・予約制

【評価検証】

- 内閣府の調査によると、配偶者等からの暴力の被害について公的機関に相談した人はわずかであり、相談に至っていない潜在的な被害者が存在している可能性がある。
- 被害の深刻化を防ぐため、早期の発見と相談につなげる取組が必要である。

(3) 配偶者等暴力対策

啓発事業 ①

配偶者暴力は家庭という人目にふれにくい場所で起きるため、被害者の気づきが遅れたり、被害が潜在化する傾向がある。

生活文化局は、啓発資料の配布や講演会により、配偶者暴力に関する啓発や相談窓口の周知を行っている。

■ 啓発資料

資料名	形状	目的	配布場所	作成数
配偶者や交際相手からの暴力で悩んでいませんか	パンフレット	被害者への相談窓口の周知、配偶者暴力防止等に関する啓発	区市町村、警察、児相、裁判所、保健所等	50,000部 (2017年度)
デートDVってなんだろう	カード	若年層に向けた相談窓口のPR	区市町村、高校、警察、児相、都立病院等	400,000部 (2017年度)
配偶者暴力被害者支援基本プログラム	冊子	相談員、行政機関向け、支援プログラム	区市町村、保健所、警察等	2,000部 (2017年度)
医療関係者のための配偶者暴力被害者支援マニュアル	パンフレットシート	医療関係者向け、被害者の早期発見、支援	都内病院、都内診療所等	18,000部 (2013年度)
配偶者暴力被害者支援ハンドブック	小冊子	被害者の早期発見。情報提供・助言の手助け	幼稚園、保育所、区市町村、民生委員等	4,000部 (2006年度)
東京ウィメンズプラザ 相談室利用案内	リーフレット	ウィメンズの相談電話等の周知	区市町村関係窓口、病院、警察等	5,000部 (2017年度)
パートナーからの暴力に悩んでいませんか	カード	相談電話の周知、DVセンターの情報提供	区市町村関係窓口、病院、警察等	20,000部 (2016年度)

■ 都民向け講演会（配偶者暴力防止講演会）

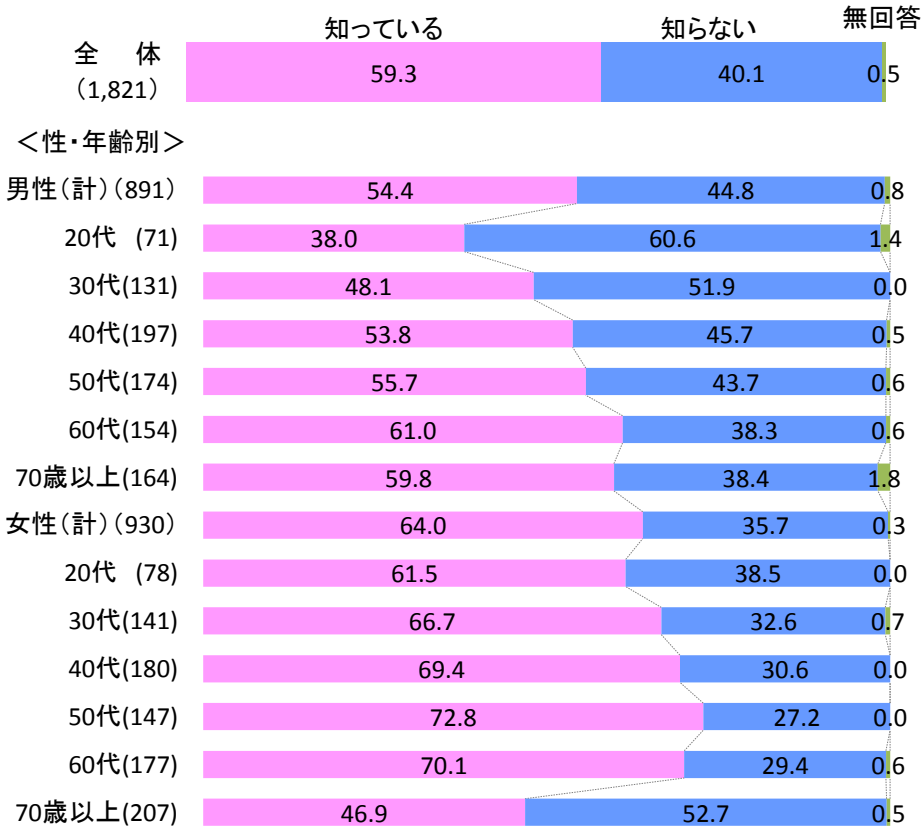
配偶者暴力被害の実態や被害者の支援等に関する正しい認識と理解を得ることを目的として、一般都民向けに開催(年2回)

(3) 配偶者等暴力対策

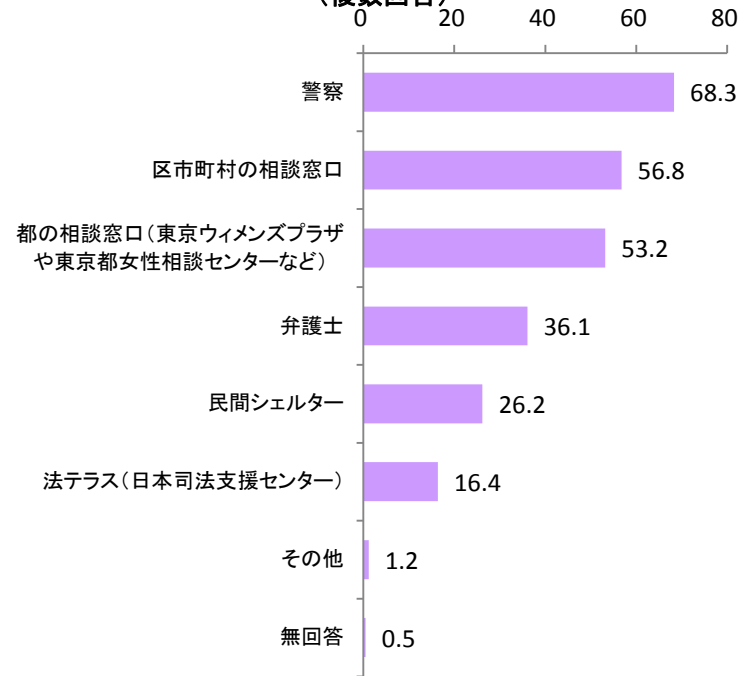
啓発事業 ②

- 都の世論調査において、配偶者や交際相手から暴力を受けたときに、相談できる機関があることを知っているかを聞いたところ、「知っている」と答えた人は59.3%にとどまり、40.1%の人は「知らない」と回答した。
- 相談機関を「知っている」と答えた人に、知っている相談機関を聞いたところ、「警察」が68.3%で最も多く、次いで「区市町村の相談窓口」が56.8%、「都の相談窓口（東京ウィメンズプラザや東京都女性相談センターなど）」が53.2%であった。

暴力を受けた際の相談機関の存在－性・年齢別



相談機関としてどのようなものを知っているか
(複数回答)



資料：男女平等参画に関する世論調査（2015年 東京都生活文化局）

【評価検証】

相談窓口の周知度は高いとはいえず、さらなる周知が必要である。

区市町村支援 ①

都は、区市町村における配偶者等暴力対策を支援するとともに、被害者が身近な地域で相談しやすい環境を整備するため、区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能の整備促進に取り組んでいる。

■ 講座・研修事業

<目的>

- 区市町村の相談員等の育成、実践的な知識の習得
- 配偶者暴力被害者と関わりのある関係機関の職員に対する情報・技術の提供

年度	区市町村相談員 養成講座	コーディネート研修	職務関係者研修
2015	6回 (189人)	6回 (237人)	7回 (751人)
2016	6回 (207人)	7回 (230人)	7回 (796人)
2017	4回 (195人)	5回 (128人)	7回 (834人)

(※ 人数は各回参加者の合計)

■ スーパーバイズ事業

<目的>

区市町村の相談員の対応能力の向上

<事業状況>

- | | |
|------------|-------------------------|
| ① 実施回数 | 月1回 |
| ② 実施方法 | 区市女性センター等における相談事例について検討 |
| ③ スーパーバイザー | 外部専門家（臨床心理士） |

区市町村支援 ⑤

区市町村へのアンケートにおいて「配偶者暴力相談支援センター設置に必要な支援」として多くあげられていた事項と、それに関連する都の取組は以下の通りである。

	事 項	都の取組
1	専門性を有する相談員の育成	相談・支援に関わる相談員等を対象に、専門知識の提供や実践的トレーニングを行う「区市町村相談員養成講座」を実施
2	運営費の補助	配偶者暴力相談支援センター整備への支援の強化を国に提案
3	都道府県と区市町村の役割分担、連携のあり方の明確化	東京都配偶者暴力対策基本計画に「配偶者暴力対策に係る各機関・団体の役割と取組状況」として明示
4	加害者からの追及への対策	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員・行政機関向けの支援マニュアルに加害者への対応の方法を記載 ・加害者更生については、専門人材の育成、刑事司法制度上の位置づけなど国による実効性のある取組が不可欠であることから、国に対し必要な法制度の整備等を働きかけ

【評価検証】

今後は、区市町村の具体的なニーズを確認し、支援のさらなる充実を図っていく必要がある。

民間活動支援 ①

都は、配偶者暴力防止に係る民間支援団体の自主活動への助成や人材養成事業などを行い、民間支援団体の活動を支援している。

■ 民間活動助成

民間シェルター等の施設の安全対策、設備等の充実、被害者への同行支援、被害者の自立支援に係る事業、配偶者暴力問題の解決に寄与する普及啓発活動等に対する助成を行っている。あわせて、複数団体で連携して支援を行う場合について、連携に係る費用を助成している。

また、カウンセリングや被害者支援に係る専門知識や経験を有するアドバイザーを民間団体に派遣し、相談員等の人材の育成を支援している。

<自主活動、施設の安全対策等への助成>

単独事業：助成事業に係る経費の2分の1以内、100万円限度

連携事業：(1)コーディネーター一人件費その他の連携に係る経費の2分の1以内、100万円限度

(2)事業実施に係る経費((1)の経費を除く。)の2分の1以内、100万円限度

((1)及び(2)、又は(1)のみ)

<アドバイザー派遣>

1事業につき3回かつ6時間を限度にアドバイザーを派遣

※助成実績 2015年・17件(助成額 8,218千円)、2016年・11件(8,926千円)、2017年・14件(8,718千円)

■ 配偶者暴力被害者自立支援人材養成事業

民間団体の配偶者暴力被害者支援に必要な人材を養成するための研修を行うとともに、行政における支援の取組状況を伝えるなど、行政との連携や団体同士の交流を図っている。

※開催実績 2015年・2回(参加者152人)、2016年・2回(103人)、2017年・2回(84人)

民間活動支援 ④

■ DV防止等民間活動助成事業に関する民間団体からの意見・要望 ②

◎ 効果・良かった点	◎ 意見・要望
<p>【自主活動への助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分たちだけでは継続して自助スキルを学ぶことができなかつたところ、助成金のおかげで被害女性のエンパワメントにつながっている ・被害者支援に連携して取り組む団体間の調整業務等に対する助成により、連携同行支援の綿密な調整が可能となり、被害者に対するきめ細かな支援ができるようになった。 <p>【アドバイザー派遣】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援員のスキルアップに直結し、質の高い支援に役立っている。 ・アドバイザー派遣を利用した研修開催を通じ、途切れていた被害当事者とのつながりを取り戻した例があった。 	<p>【助成率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金力がないため、助成率が2分の1ないし3分の1ではむしろ疲弊する。8割助成など使いやすい制度にしてほしい。 <p>【助成対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同行支援事業に対する継続的な助成(大型の民間助成金の終了による事業継続の困難)、事業の継続発展を目的とした数年単位で実施可能な固定的な制度構築 ・直接支援に携わる人材育成のための助成

「平成29年度配偶者暴力対策に係る民間支援団体との連携会議」資料

【評価検証】

配偶者等暴力被害者に対するきめ細かい支援を行う上で、民間の支援団体は大きな役割を担っているが、民間支援団体の多くは財政上の困難から事業の継続に不安を抱えており、都の支援の充実に対する強い要望がある。

(1) 男女平等参画施策の総合的な推進

現状の都の取組

都の取組に対する評価結果

取組の方向性

計画の推進

- ・都民及び事業者と連携・協力して計画を推進するとともに、女性活躍推進に向けた取組に関する検討・提案を行うため、「女性も男性も輝くTOKYO会議」を設置
- ・都の施策の推進のため、庁内関係局を委員とする「東京都男女平等参画推進会議」を設置

- ・これまでの「女性も男性も輝くTOKYO会議」の内容は、個別のテーマに関する取組の紹介や意見交換が中心であり、計画全体の進行管理に関する議論はあまり行われていない
- ・計画を着実に推進するため、「東京都男女平等参画推進会議」における計画の進行管理機能も強化していく必要

取組の
拡充計画の推進機能(ヘッドクォーター機能)の強化

- ・「女性も男性も輝くTOKYO会議」において、各回ごとのテーマに加え、計画全体の進行管理や施策の推進に関する提案等を実施
- ・「東京都男女平等参画推進会議」において、TOKYO会議における意見等をふまえ、都の施策の実施状況及び施策展開について検討

男女平等参画の状況と
施策の実施状況の公表

男女平等参画の現状と施策を明らかにし、都民の理解と協力を得るため、都における男女平等参画施策の状況と施策の実施状況について年次報告を作成し、ウェブサイト上で公表

年次報告には東京都男女平等参画推進計画に掲載している全ての事業の実施状況を掲載しているが、掲載事業が多数に上り、また、事業費を記載していないことから、男女平等参画施策の全体像や事業規模はつかみにくい

取組の
拡充施策の現状を都民に分かりやすく公表

都の男女平等参画施策の全体の概要をまとめた資料や事業費等の情報を追加し、施策の全体像や事業規模を都民により分かりやすい形で公表

(1) 男女平等参画施策の総合的な推進

現状の都の取組

都の取組に対する評価結果

取組の方向性

男女平等参画の状況と
施策の実施状況の公表

東京都男女平等参画推進総合計画の概要版の冊子を作成し、ウェブサイトで公表するほか、都民に配布

- ・概要版の冊子は計画を説明する資料として引き続き有用であるが、情報量が多いため、都民が気軽に手に取りやすい資料であるとはいえない
- ・作成から1年以上が経過していることから、掲載しているデータや取組は最新の内容ではない

新たな
取組

男女平等参画の現状や最新情報、施策をわかりやすく広報

他県等の事例を参考に、都における現状と課題、都の施策に関する最新の情報などを掲載した小冊子を新たに作成

審議会等における
女性委員の任用促進

女性委員任用率の目標値35%の達成に向け、庁内関係部署に対する人材情報の提供や女性委員任用の働きかけ等を実施

女性委員の任用率はここ数年上昇傾向にあるが、2017年4月現在の任用率は28.5%と全国的にみても低い状況であり、目標の達成にはさらなる取組が必要

取組の
拡充

任用率の向上に向けた新たな取組の検討

- ・庁内の審議会等を所管する部署から現状・課題を聞き取り、原因を調査
- ・調査で明らかになった原因や課題について具体的な対応策を検討し、各局による女性委員の任用を支援する新たな方策を検討

(2) 女性の活躍推進

現状の都の取組

都の取組に対する評価結果

取組の方向性

女性の活躍推進のための普及啓発

あらゆる分野における女性の活躍推進の気運を高めるため、「東京都女性活躍推進大賞」の贈呈などの普及啓発を実施

「東京都女性活躍推進大賞」の応募数は徐々に増加しているが、女性が多い医療・福祉分野など、応募数が伸び悩んでいる分野もある

取組の
拡充

事業のあり方・事業効果の検証

- ・「東京都女性活躍推進大賞」事業の開始5年目にあたり、事業のあり方や事業効果について検証
- ・他の表彰・認定事業との比較・検証を行い、今後の事業展開を検討
- ・検討にあたっては、国が進めている女性活躍推進法施行後3年の見直しの内容も勘案

ライフ・ワーク・バランス推進のための普及啓発

ウェブサイトの運営や啓発冊子の配布、セミナーやシンポジウムの開催により、ライフ・ワーク・バランスの推進に向けた普及啓発を実施

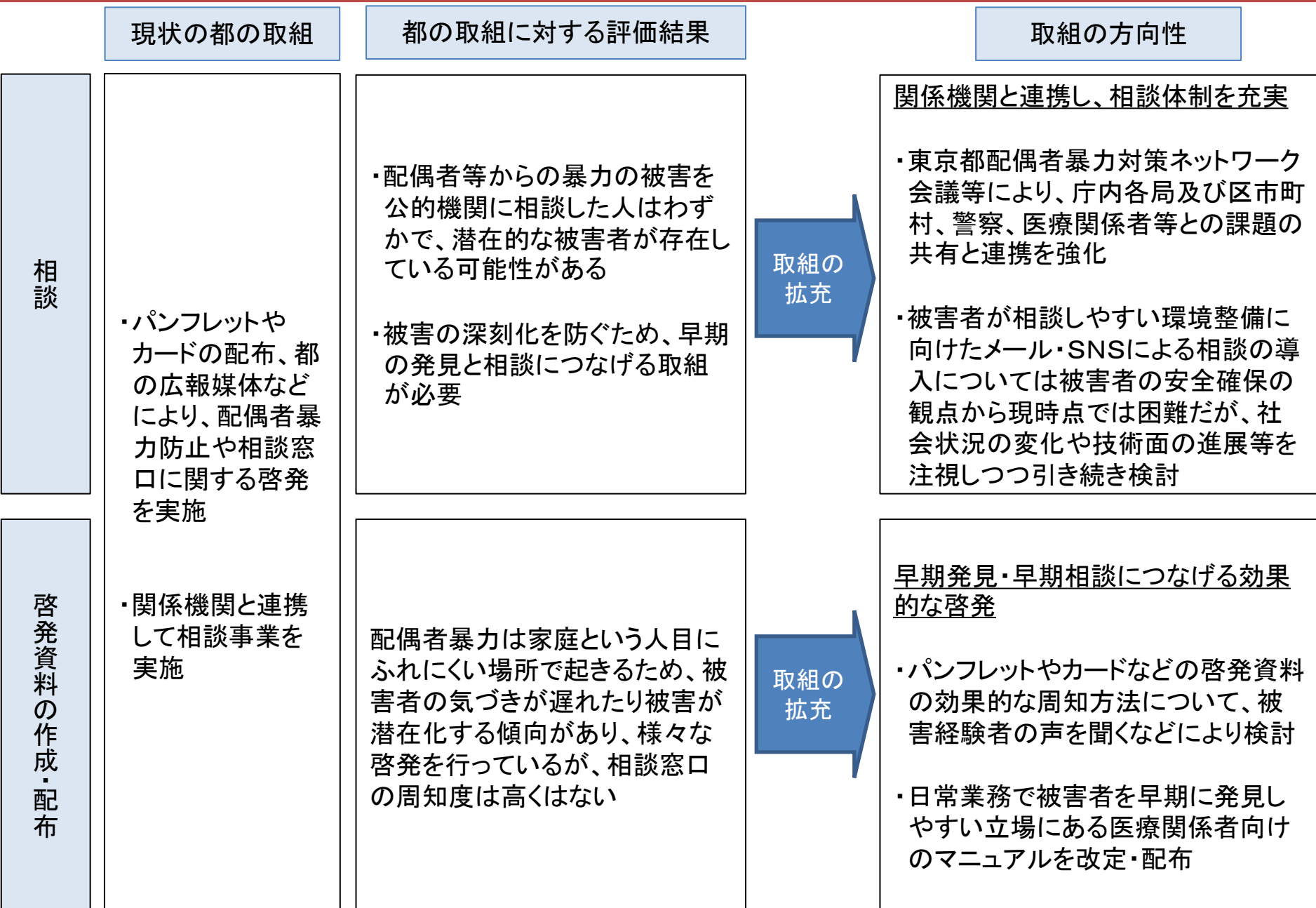
- ・家事・育児の負担は依然として妻に大きく偏り
- ・世論調査によると都民の約半数は男性の家事・育児を当然とは思っておらず、いまだ心理的な壁が存在
- ・男性の具体的な行動につなげるため、男性のみならず女性を含む幅広い層に向けた啓発が必要

取組の
拡充

男性の家事・育児参画に向けた気運醸成

- ・男性が家事・育児に参画する意義、都の現状、家事・育児の実践方法や事例などをウェブサイトで発信
- ・サイトのデザインや内容を都民への訴求力が高く関心を持ってもらえるものとなるよう工夫
- ・未就学児を持つ夫の具体的な行動を促すため、妻や親、上司など、社会全体の意識改革に取り組む

(3) 配偶者等暴力対策



(3) 配偶者等暴力対策

現状の都の取組

都の取組に対する評価結果

取組の方向性

区市町村支援

- ・区市町村相談員養成講座、区市町村配偶者暴力相談支援センター機能の整備に向けた働きかけ、出前講座等を実施
- ・センター整備への支援の強化を国に提案

- ・区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備は14団体のみ
- ・区市町村へのアンケートでは、センターを設置していない理由は「専門の職員の配置が困難」、「運営費の確保が困難」「必要性がない」が多く、設置に必要な支援としては「専門性を有する相談員の育成」が多い

取組の
拡充都民に身近な相談窓口の整備促進

- ・配偶者暴力相談支援センター整備による被害者支援の充実について区市町村に啓発
- ・講座等の内容について、区市町村の具体的なニーズを分析し、充実に向けて検討
- ・その他の支援に対する区市町村の要望を会議等で確認し、検討

民間活動支援

- ・民間支援団体の施設の安全対策、設備等の充実、被害者への同行・自立支援、普及啓発活動等の事業について助成
- ・被害者自立支援人材養成事業の実施

民間団体は被害者支援において大きな役割を果たしているが、多くの団体が財政上の困難から事業の継続に不安を抱えており、支援の充実に対する強い要望がある

取組の
拡充民間支援団体の活動支援の充実

民間支援団体の運営の実情の把握に努めるとともに、助成額の上乗せなど、更なる支援の充実を検討